

佐賀県屋外広告物条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和3年8月27日

佐賀県知事 山口 祥 義

**佐賀県規則第48号**

佐賀県屋外広告物条例施行規則の一部を改正する規則

佐賀県屋外広告物条例施行規則（昭和39年佐賀県規則第69号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前				改正後			
<b>別表第1（第2条の2関係）</b>				<b>別表第1（第2条の2関係）</b>			
区分		該当区域		区分		該当区域	
略				略			
第二種許可区域	市街化区域及び区域区分のない都市計画区域（用途地域が定められた都市計画区域に限る。）として定められた地域のうち、次に掲げる地域を除く区域（特定広告物交差点等許可区域を除く。）			第二種許可区域	市街化区域及び区域区分のない都市計画区域（用途地域として定められた区域に限る。）として定められた地域のうち、次に掲げる地域を除く区域（特定広告物交差点等許可区域を除く。）		
	1～4 略				1～4 略		
					5 田園住居地域		
<b>別表第2（第3条関係）</b>				<b>別表第2（第3条関係）</b>			
第1 略				第1 略			
第2 広告物の種類ごとの許可基準				第2 広告物の種類ごとの許可基準			
広告物の種類		区分	基準	広告物の種類		区分	基準
建植広告物	略			建植広告物	略		
	広告塔	略			広告塔	略	
					道標	第一種許可区域	1 交通信号機が設置されている交差点に係る停止線及びその延長線の30メートル外側の線から

改正前				改正後			
						第二種 許可区 域	<p>内側の道路の区域（当該交差点の区域を含む。）並びに当該区域の道路の両端から 20メートル以内の区域（佐賀市の区域を除く。以下「交差点付近」という。）には設置してはならない。</p> <p>2 1面の表示面積は、2平方メートル（交通信号機が設置されていない交差点付近に設置するものにあつては、1平方メートル）以内とする。</p> <p>3 表示面積の合計は、4平方メートル（交通信号機が設置されていない交差点付近に設置するものにあつては、2平方メートル）以内とする。</p> <p>4 高さは、5メートル以下とする。</p> <p>5 事業所（7に掲げる内容により表示される事業所をいう。以下同じ。）ごとの設置個数は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 原則として5個以下とする。</p> <p>(2) 交通信号機が設置されていない交差点付近に設置する場合にあつては、1交差点につき1個とする。</p>

改正前				改正後			
							<p>6 <u>設置範囲は、事業所から5キロメートル以内とする。</u></p> <p>7 <u>表示内容は、次に掲げるものに限る。ただし、(1)については必ず表示するものとし、(2)又は(3)については少なくともいずれか一方を表示するものとする。</u></p> <p>(1) <u>事業所名又は事業内容を認識できる商標</u></p> <p>(2) <u>矢印</u></p> <p>(3) <u>事業所までの距離</u></p> <p>(4) <u>電話番号</u></p> <p>8 <u>点滅する光源は、使用してはならない。</u></p>
略				略			
条例第6条第5項第1号に掲げるもの	条例第3条各号に掲げる区域		略	条例第6条第5項第1号に掲げるもの	条例第3条各号(第5号及び第6号を除く。)に掲げる区域		略
					条例第3条第		1 <u>表示面積の合計は、10平方メートル以内とする。</u>

改正前			改正後		
				5号及び第6号に掲げる区域	2 建植広告物にあつては、地上から広告物の上端までの高さは、 <u>5メートル以下とする。</u>
条例第6条第5項第2号に掲げるもの	条例第3条各号に掲げる区域	略	条例第6条第5項第2号に掲げるもの	条例第3条各号(第5号及び第6号を除く。)に掲げる区域	略
				条例第3条第5号及び第6号に掲げる区域	1 1面の表示面積は、 <u>1平方メートル以内とする。</u> 2 表示面積の合計は、 <u>2平方メートル以内とする。</u> 3 高さは、 <u>2メートル以下とする。</u> 4 条例第3条第12号に掲げる区域においては、 <u>第1条の3各号に掲げる広告物は許可しない。</u>
備考 略			備考 略		

附 則

この規則は、公布の日から施行する。